

4.17 津田沼襲撃事件

重軽傷の被害者の方に「罰金」刑！

権力・当局の眼前で、白昼二時間にわたった暴力行為！

第二に、この事態の中に、権力Ⅱ国鉄当局Ⅱ「本部」革マル反動集団の一体化が鮮明に暴露されている。捜査官は「被害者からの届けや証言が得られないので暴行行為者が特定できない」と称して「証言」を強要せんと策動した。これは全くのペテンである。事件当日圧倒的少人数の津田沼支部組合員が必死に防戦する中で、彼ら百数十名の襲撃者は、二時間余りも電車区に釘づけとなり、当局職制や国労組合員はもちろん、その間続々とつめかけた報道陣や私服刑事たち、そして、電車区を包囲した県警機動隊のまさに眼前で「堂々と」「おおっぴらに」襲撃を続行し、用意してきたカケヤ・パール・ペンチ・青竹、袋につめてきたおぼし大の石、等々の武器もろともその実行行為は数多くの目撃と証拠写真という形でほぼ完全に権力の掌中ににぎられていることは明白なのである。庁舎は一階から三階までおびただしく破壊され、負傷者が出たことや出勤点呼が不可能な状況が二時間も続いたことによって総武線の約八〇本の電

車が運休になるという予想外の大混乱がひき起された。にもかかわらず、津田沼電車区の現場当局へは「被害届は出すな」との本社サイドの圧力が強力にかかったことは、周知の事実である。実際に各新聞記者が現場目撃記事として報じた写真の説明にも、例えば、「機動隊の前を竹ザオを背に引き揚げる本部オルグ団」(4/18読売)、「三階のひさしに逃げた津田沼支部役員(○印)と追いかけるヘルメットのオルグ団(▽印)」(一七日午後一時一〇分) (読売) などとこまごまと描写されているほど露骨な襲撃であったのだ。

これほど、明々白々な事実に対して、「被害者の証言がないから・・・」として、この蛮行を積極的に容認・奨励しているのが権力であり国鉄当局である。

ますます深まる「本部」革マル反動集団の権力●当局泣きつきIIゆ着路線！

第三に、「本部」革マル反動集団が恥知らずのデマを流し、骨の髄まで、権力・当局にかかえこまれ、泣きついて、ゆ着・腐敗をますます深めている事を怒りを込めて糾弾しなければならない。

動労第三五回全国大会で、いいたい放題のデマを並べて「動労組織破壊を狙った権力による『4・17津田沼事件』のデッチ上げを糾弾する決議」なるものを「デッチ上げ」ている。まさに破廉恥そのものである。

口をひらけば「謀略粉碎」うんぬんを講釈する「本部」革マル反動分子が実は権力と闘う気も方針もないことは「4・17襲撃の事実」を見れば明白である。この自らの破綻の責任を動労千葉に転嫁して、「動労千葉がタレ込んだ」「謀略弾圧だなるデマを「機関決定」するところに今日の動労の病巣がある。

「本部」反動革マル分子が元青年部長・大久保を先頭に「ろ・19総評青年協集會事件」裁判では社青同解放派の活動家に対して「檢察側証人」として東京地裁に出廷、「証言」して完全なアベックぶりを露わにしているのは天下周知の事實である。しかし、動労千葉は「権力・当局とのゆ着」路線を否定する。我々は権力の手など借りることなく労働組合としての原則にふまえて、反動分子の犯罪は最後まで徹底的に糾弾することを、あらためて宣言するものである。

主 文

右本人の宜否拒否について、次のとおり決定する。

(事實の要旨)

本人は昭和五四年八月二日被襲者并保願之、岡大久保孟外一二〇名に対する兇器庫健組合等被襲事件につき、検察官からなされた刑事訴訟法二二六条に基づく証人請求事件に關し、証人は尋問のため証人として召喚を受けて千葉地方裁判所第一

裁判用紙

裁判所

○二号法廷に出頭した際、正当な理由がなく宣誓を拒んだら

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！